平成２０年度〔第４四半期〕随意契約の結果（５００万円以上の物品、委託、工事）　　警察本部

（注）※1、※2の説明
表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第１６７条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（ 円 ）	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
会計課	物品購入	ヘリコプター機体予備部品	平成21年2月2日	兼松(株)	5,599,984	国内唯一の販売代理店	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料（ガソリン・軽油・エンジンオイル）2月(単価契約)	平成21年1月30日	滋賀県石油協同組合	18,205,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料（ガソリン・軽油・エンジンオイル）3月(単価契約)	平成21年2月27日	滋賀県石油協同組合	18,165,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3イ